

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会 第 6 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 16 年 3 月 8 日（月） 15:00～17:05

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

- （１）ＢＳＥと鳥インフルエンザについて
- （２）我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題（仮題）案について
- （３）平成 16 年度食品安全委員会運営計画（案）について
- （４）その他

4．出席者

（専門委員）

関澤座長、石崎専門委員、犬伏専門委員、小川専門委員、唐木専門委員、神田専門委員、
吉川専門委員、見城専門委員、近藤専門委員、高橋専門委員、千葉専門委員、
西片専門委員、平社専門委員、三牧専門委員

（専門参考人）

中村専門参考人

（食品安全委員会委員）

寺田委員長、小泉委員、中村委員

（厚生労働省）

外口大臣官房参事官

（農林水産省）

姫田消費・安全局消費者情報官

（事務局）

梅津事務局長、一色事務局次長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、
西郷リスクコミュニケーション官

5．配布資料

- 資料 1 ＢＳＥと鳥インフルエンザについて（報告）
- 資料 2 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会 平成 15 年度とりまとめ骨子
 （第 4 次案）
- 資料 3 平成 16 年度食品安全委員会運営計画（素案）（リスクコミュニケーション関連部分）

6. 議事内容

○関澤座長 それでは、定刻になりましたので「リスクコミュニケーション専門調査会」第6回を開会したいと思います。

本日は、年度末のお忙しいところ、皆様、多数御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

前回、このリスクコミュニケーション専門調査会として、まとめをつくろうということで御議論いただいたわけですが、時間切れとなってしまいましたので、今日はたっぷり時間をいただいて、忌憚ない御意見を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はまず、BSEと鳥インフルエンザ、現在進行中の事項について御報告をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○西郷リスクコミュニケーション官 その前に資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料、議事次第、座席表。

資料1「BSEと鳥インフルエンザについて」

資料2が、とりまとめ項目第4次案。

資料2の参考資料一覧というふうなので付いております。

資料3が、平成16年度の食品安全委員会運営計画の素案。1枚紙裏表でございます。

参考資料というものが一つづりと「食のリスクコミュニケーション」というチラシが入っております。

以上でございます。

○関澤座長 申し遅れましたが、本日は委員の中で、金子さん、新蔵さん、川田さん、久保さんが御欠席ですが、14名の専門委員と1名の専門参考人の方が御出席でございます。よろしくお願いいたします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、議題1のBSEと鳥インフルエンザの状況について、前回の会合以降の新たな出来事について説明させていただきます。

BSEに関しましては、前回の会合で米国を調査した国際調査団の報告書を中心に説明させていただきましたところ、その報告書の扱いはどうなるのかと。その後の手続はどうなるのかという御質問がありまして、この農務省のForeign Animal and Poultry Diseasesアドバイザー・コミッティーというところがその国際調査団の報告書に対するコメントを出して、それを踏まえて米国農務長官が追加措置について検討するという手続を申し上げたわけなんですけれども、その後というか、その時点で既にこのアドバイザー・コミッティーの報告書が出ておりましたので、本日はそれを中心に御説明させていただきます。

原文がお手元の資料の1ページから3ページまで。仮訳が4ページから6ページまでござ

います。この仮訳を元に御説明させていただきます。

まず、この報告書におきましては、4 ページの2 番目の●のところにございますけれども「小委員会の肯定的な見解の承認」ということで、この小委員会というのは国際調査団のことを意味しているんですけれども、この国際調査団が出した幾つかのコメントについて評価するというようなコメントを出しております。

具体的には4 ページに黒丸が4 つございますけれども、例えば、米国農務省が調査をオープンなやり方で実施したこととか、あるいはその調査の結果、判明した事実を国民に直ちに公表したこと等について高い評価をしています。

全国の動物個体識別がないのにもかかわらず、国際基準に従って感染牛の起源についての疫学調査を行ったこと。

カナダと米国との間で密接な連携・協力が行われたこと。

次のページにまいりまして、感染牛からつくられた肉骨粉のトレースとリコールが効果的であったこと。

30 か月齢を超える牛のSRMを除去するという追加措置についても国際基準と合致していること。

空気注入圧殺法の禁止は有効であること。

歩行困難牛の食用への供給を禁止するということは大きな利点はあるけれども、高リスク牛のサーベイランスがより困難になること。

食用と体の全頭検査は正当化されないこと。こういった国際調査団のコメントについては評価するというコメントを行っています。

ただ、その次の●の段落ですけれども、この国際調査団による北米のリスク評価とハーバード大学のリスク評価の相違については、このアドバイザリー・コミッティーは解決できないと。特にこの国際調査団は北米ではBSEが広がり続ける。英文では circulate or amplify という表現になっているんですけれども、そういう結論にはハーバード大学の評価と比較すると大きな相違があるということで、長官への勧告を完結させる前には、この問題を解決させる必要があるということで、次の●に続くんですけれども、まず、この相違についてハーバード大学は小委員会の報告書を読んで長官に報告するように要請されるべきと。実際にはハーバード大学と国際調査団が直接話し合うべきだというようなコメントを行っています。

そのほかに、高リスク牛の検査数は勧告どおり増加させるべき。

BSEのサーベイランスを強化する際には、死亡牛等からのサンプルを収集できるような包括的システムをつくるべき。

最後の黒丸ですけれども、個体識別システムを早期に実施すべき。

次のページにまいりまして、現在、アメリカでは1 か所しかBSEの確定診断をする施設がないんですけれども、それ以外にも迅速スクリーニング検査を行う検査施設を各地に設置

すべきというような勧告を行っております。このアドバイザリー・コミッティーの報告書の概要は以上ですけれども、したがいまして、今後はこの報告書に基づいて米国農務長官が追加的な措置を検討したり、あるいはハーバード大学と国際チームとの調整が行われるということになるかと思います。

次の7ページ以降、3月3日に行われました「プリオン専門調査会」に招かれて講演しました、英国海綿状脳症諮問委員会委員長、ピーター・スミスさんのパワーポイントのスライドのコピーを添付してございます。この前半はBSEに関する内容でございまして、特に新しい知見はございませんけれども、後半19ページ以降にvCJDに関するスライドがありまして、ざっと講演内容について、ここで簡単に説明させていただきます。

19ページに、英国における孤発性CJDの発生状況が年次別にグラフで載っているんですけれども、1970年から89年と、下のグラフ96年から2001年を比べて発生数が、摘発数が増えています。要は96年以降はサーベイランスが強化されたこともあって摘発率が増えているということを示しています。

20ページの下スライドですけれども、新型クロイツフェルト・ヤコブ病の特徴ですけれども、こういった特徴がなければ、恐らくこの孤発性CJDに埋もれてしまっていた、この新型クロイツフェルト・ヤコブ病の存在すらわからなかった可能性もあるというような、それだけ新型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生数は低いこともあって埋もれてしまった可能性もあるというような説明がございました。

22ページの上のスライドですけれども、これは英国におけるvCJDの年次別の発生数でございまして。下のスライドが年齢別の累積死亡率でございまして、大体20歳代の発生が最も多くて、これから推測するところ10代で曝露を受けて、約10年後、20代で発病しているんじゃないかということでした。

次のページにまいりまして、下のスライドですけれども、vCJDの地域別標準化発生率というのがございますけれども、標準化発生率というのは全国平均を100とした場合の発生率なんですけれども、このイギリスの北半分の方は140%ぐらいの発生率があって、北の方が南よりも人口当たりの発生率が高いことを示しております。

次のページにvCJDの流行規模に関する予測ということで、過去に5グループが流行規模に関する発生予測をしています。その用いた症例データの数と前提によって予測範囲が異なってくるわけなんですけれども、以前に行われた発生予測では最高8万件とか、あるいは十数万件といったような発生予測もあったわけなんですけれども、ごく最近行われた2003年5月のガーニホカが行った予測では、最もあり得るべき件数が161件、95%信頼限界で最高661件というような予測が行われています。下のグラフは95年から2002年までの四半期ごとの死亡者数なんですけれども、最近、下降気味になっているということを示しているということです。

次のページの上のグラフも同じようにプラトーモデルを使うと最近上げ止まりになってい

るけれども、二次指数モデルを使うと既に下降気味だということを示しているということです。

26 ページの上のグラフは、O T M、オーバー・サーティンマンツ・ルールと言いまして、今、英国では 30 か月齢以上の牛はすべて肉骨粉にして焼却して流通させないような仕組みになっているんですけれども、これを今後、流通させることにした場合、どのくらい費用が提言されて、v C J D の危険度が増すかということを示した表で、今のまま継続して引き続いて 30 か月齢以上の牛を焼却するというような措置をとった場合は、一番下、2 年間で 800, 100 万ポンドかかる。全頭について 30 か月月齢以上、検査をして陰性のものを流通させるというような措置をとった場合は、48,100 万ポンド、5,000 万ポンドにコストは下がる。ただし、今後の v C J D のリスクというのは 0.04 人分ほど上がる。これは一番下にもありますように、今後、5,000 件更に発生するという悲観的な仮説に基づく場合に、このようなリスクの増加になるというような説明がありました。

その下の図は、最近確認されました輸血による v C J D の伝染に関するもので、96 年 3 月に輸血を受けた患者がその 6 年半後に発症したということで、この供血者はその 3 年後に発症したということでございます。

以上が、B S E に関する前回会合以降の新たな出来事に関する説明であります。

27 ページ以降に国内における鳥インフルエンザの発生についての今までの経緯を説明した資料を掲載してございます。前回の会合では 2 件目の大分県における発生について説明させていただきました。それ以降、京都で我が国での第 3 例目、第 4 例目が出ております。30 ページの下から整理してあるんですけれども、まず京都における 1 例目というか、日本での第 3 例目ですけれども、御存じのように京都府船井郡丹波町で 20 万羽飼養する採卵鶏農場で発生がありました。20 日ごろから症状は出ていたんですけれども、26 日の深夜に京都府から農林水産省に連絡があり、28 日に H 5 亜型であることが確認されました。その後、3 月 1 日に H 5 N 1 であることが確認されております。

防疫対応の状況ですけれども、第 1 例目と第 2 例目と同じように、発生農場の鶏の殺処分、消毒、周辺農場における移動制限、疫学調査等が行われております。この農家で先ほど申し上げましたように 2 月 20 日ごろから異常を疑う多数の死亡が発生しておりまして、その後、通報がなされるまでに生きた鶏、卵の出荷が行われておりまして、31 ページの下の方にございますけれども、兵庫県と愛知県の食鳥処理場に生きた鶏が出荷されていた。兵庫県の食鳥処理場では未処理であった鶏の簡易検査を実施したところ、ウイルスが分離されました。ただ、これは食鳥処理場での発生でございますので、現在は移動自粛を半径 5 km の範囲でかけているということでございます。

兵庫県のこの食鳥処理場で処理された残渣が香川県の化製場で処理されておりまして、この食鳥残渣について検査を行ったところウイルスが確認され、これは発生ではございませんけれども、この化製場の消毒が行われたということでございます。

愛知県の食鳥処理場に出荷された鶏については、すべて処理済でその残渣は三重県の化製場に出荷されたために、その化製場は消毒が行われたということです。

3月3日に農林水産省の方では第5回「家きん疾病小委員会」が行われて、その時にマニュアルの一部改正ということで、この移動制限地区については以前は半径30kmとしていたんですけれども、5kmから30km、移動制限期間につきましても28日としていたのを21日以上という弾力的な取扱いができるような改正が行われたんですけれども、この京都の発生については、発生の確認の遅れも踏まえて、依然、半径30kmを維持しているということでございます。

第4例目については、特に資料は用意していないんですけれども、3月3日に同じ丹波町の別の養鶏場、今回はブロイラーの農場ですけれども、1万4,600羽を収容するブロイラー農場の約20羽が死亡したということで、まず京都府の中央家畜保健衛生所が簡易キットで検査したところ陽性だったために、材料が動物衛生研究所に送られて、3月5日にH5亜型であることが確認されたということです。

鳥インフルエンザに関しては、以上でございます。

○関澤座長 御苦労様でした。今の報告ですが御質問ございますか。皆さん、もうかなりよく知られていることが多いと思いますが、もしなければ今日のメインの議題に入って行きたいと思います。

この間、事務局の方に委員の皆様からそれぞれの御関心の点、あるいはお気づきの点について御意見を多数寄せていただきました。大変ありがとうございます。非常に時間の限られた中、お忙しい中、いただいたことに感謝しております。また、事務局の方は休みも返上してまとめてくださったということで、お手元に資料2というのがございます。ここに皆さんからいただいた、中には非常に大部な御意見をくださった方もおられますので、それをそのまま載せるということせず、該当すると思われるところにそれぞれ挿入していただいているという格好になっています。原文にあった箇所はそのままの文体になっておりますが、皆様からこの間いただいた新しい御意見を挿入した部分はイタリック、斜体の文字で示しておりますので、それで区別していただければと思います。これは順番に前から議論していくということでよろしいでしょうか。

○西郷リスクコミュニケーション官 それでは、簡単に御説明申し上げますので、それから順番にということですのでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局の方から、資料2とともに資料2の参考資料というふうなのを並べていただきたいと思います。今、座長からお話がございましたように、前回ちょっと事務局の資料がいろいろ不備があって、準備が悪くて非常に御迷惑をおかけしてしまったことをおわびしたいと思います。

前回、会合の後に、今後の進め方ということで座長あるいは座長代理に御相談したところ、今回の会合に備えて基本的には今までの議事録の中から、どんなことを議論していたのかを

素直に抜き出そうということでしたけれども、言い足りなかったことのある方もいらっしゃるだろうから、もう一度もしあれば、何でもいいから寄せてくださいということで、メールで各専門委員、専門参考人をお願いをしたところ、勿論お忙しい中、寄せていただいた方もいらっしゃいますし、これからという方もまだいらっしゃるかと思います。基本的には、お寄せいただいたものにつきまして、1ページ、2ページに書いてあります、構成案。これは、項目については大体、前回も合意が得られているかと思いますけれども、それに該当する場所に勝手ながら事務局の方でいろいろ貼り付けさせていただいたという趣旨でございます。

それでは、簡単に御説明を申し上げます。最初は項目の構成ということで、題名はずっと仮題で「我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」というふうに言うておりましたけれども、これはそのまま題名として生きてございます。

今回の「はじめに」ということで、座長のメモというか、趣旨について載っています。それから、「基本的な考え方」「現状」「課題」「今後のリスクコミュニケーション専門調査会の取組、活動の方向」という4つの項立てが主になってございます。

次に3ページ以降、いただきました御意見を中心に記述例ということになってございますので、足早に御説明申し上げます。

最初に「はじめに」でございますが、平成15年9月にお集まりいただいて以来、いろんな議論をしてきているわけでございますけれども、参考1にもございますが、一応、我が国のリスクコミュニケーションの現状と課題についてとりまとめてくださいという発注が本委員会からございますので、そういうことでいろいろあったけれども、議論は当然まだまだまとまってはいないわけですが、一応ここまで議論したということを示すことにしましたということが書いてあるわけでございます。

1の「基本的な考え方」でございますが、これはリスクコミュニケーションについて必要なことということで、最初の4ページでございますけれども、これについてはリスクコミュニケーションというのはいわゆる、リスク分析手法という中のFarm to Forkについての御説明を座長の御講演と説明ということで、四角の中が御講演を要約したものでございます。その前が説明でございますが、要するにリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションというのは三位一体でリスク分析になるんだよということと、その他いろんなことが必要だといったことが書いてございます。

一方、5ページのところに見城専門委員からの御意見を載せていただきましたけれども、ただ、今、言ったようにリスクコミュニケーションと急に言われていますけれども、一般的な言葉でまだないんだと。なので、リスクと急に言われると、危険なもので身構えてしまうというふうなこともあるので、リスクが常にあるということをもうちよっとちゃんと説明しなければいけないという御意見をいただいているところでございます。

次に目標ということで、これは目標というよりはどちらかと言うとリスクコミュニケーションをやる時の持っていなければいけない属性と申しますか、ということなんだと思います

けれども、要するに迅速に必要な部分をすべてわかりやすく正確にと。これは一言で言うと簡単なんですけれども、全部ベクトルが違うところを向いているんで、なかなか難しい話でございます。それと、いわゆる専門家あるいは行政と、消費者だけではございませんけれども、関係者間にいろいろ思い込みの違いがあるんじゃないかという点だとか、皆さんが参加しないと成り立たない。何やっているのか外から見えないというのでは困るというふうな点。

手法として今、不足している点というのは、いわゆる調整役、ファシリテーターと言われる部分がないのではないかと。いろんな人の疑問に答える窓口だとか、いろいろ関係機関の協議体といったようなものも必要なのではないかと、そういったことですね。あるいは、メディアは危機の時だけやるのではなくて日常、いつもコミュニケーションしていなければいけないとか、あるいは個別テーマごとにいつも基礎的な議論をこなすための協議体というのをいつも分野ごとに持っておく必要があるのではないかとといったような御意見があったかと思えます。

次に「現状」でございますが、基本的には食品安全基本法の制定以前と制定後に分けてございます。制定以前に何が望まれたかということにつきましては、この参考資料の参考2というところに、いわゆる食品安全委員会とかその他のいわゆる行政機関をつくる基となった検討委員会の報告書の中でのリスクコミュニケーションについてはこうでないといけないというふうなことの指摘と対応状況といった形で図にしております。これを見ていただくと大体わかるんでございますけれども、大体、制度的には法律上はいろいろな担保がほとんどできているんだけど、あとは要するに運用がきちんと中に入っている人間がやっていけるかということになっているかということでございます。

では、7月以降、食品安全基本法制定後のリスクコミュニケーションということにつきましては、まず法律はここに書いてあるとおりでございます。食品安全基本法あるいは食品衛生法の中にいわゆるリスクコミュニケーションをやりなさいというふうなことが書いてあるということでございます。

7ページに、ここにいわゆる実施状況ということで、これは事務局から見た、前回もあったものでございますけれども、この言葉遣いにつきましては、吉川さんから大分いろいろ御指摘をいただいたところでございますが、いろいろ努力をしているけれども、まだ十分とは言えないということが書いてございます。

もう一つは、リスク分析で考えていることを1年目は浸透しようと思って活動してきたんだけど、中々難しいと。あるいは個別の課題では遺伝子組換え食品だとかいったことについては、中々食品安全委員会だと食品の安全性ということはやるわけですけど、基本的には遺伝子組換え技術そのものについて議論しないといけないというふうな方もたくさんいらして、中々かみ合わなかったというようなことでございます。次に地方公共団体でございますが、地方公共団体は参考4というのを見ていただきますと、各県でのいわゆる、これはこちらで取りまとめておりますので、不十分な点もあるかと思えますけれども、一応、

各都道府県あるいは大きな市町村と申しますか、政令市とか保健所のあるところで、どのようなことをやっているかということでございますけれども、いろんな活動をされているということでございます。一つは、食品安全委員会みたいなのを作ったり、あるいは組織改変をして農林部と食品衛生部局をがっちゃんこしたりとか、いろんなことをなさっているということでございます。

その中で、8ページに小川さんにすごく長大な資料をまとめていただいたのを一応要約したつもりなんですがございますけれども、東京都としても取り組むといったことをずっとやってございます。見ていただきますと、東京は非常に先進的な取組みをずっとされているわけがございますけれども、8ページの真ん中辺でございますけれども、0157で非常に総合的な取組みがされた後、平成15年度からはいわゆる食品安全情報評価委員会の設置とか、あるいは東京都のインターネットを御覧になった方はいらっしゃるかと思いますが、非常にいろんなことが書いてあり、わかりやすくなっているとか、あるいは都民フォーラムといったことでしょっちゅう意見交換をしているというふうな取組みがされておるところでございます。

次に、事業者でございます。事業者につきましては、これは12月2日に近藤さんからいろいろお話をいただいたものについての要約でございまして、言ってみれば、実は近藤さんに書いていただいたところは斜め文字にしないといけないところなんですけれども、サントリーの社内でいろんなことを努力されてきて、要するに社内で消費者にこういうことを訴えていかなくてはいけないのではないかとか、あるいは消費者の見方が変わってきているというふうな御経験を並べているところでございます。

次に、10ページ。「消費者」でございます。消費者の取組みといたしましては、いろんな研究会を御存じのとおりされているとか、あるいは情報と意見の交換を消費者の方から働きかけてやっていらっしゃるというようなことでございます。あるいは、いろんなパブリック・コメントなどを求められた時には、いろいろ積極的に対応されているとか。後は各委員から要するに地域における、特に平社さんが御自身で取り組まれているようなことだとか、そういったものを位置づけるべきではないかとか、あるいは犬伏さんからもいただいておりますけれども、消費者の行動といったことをもうちょっと検証する必要があるのではないかとかいったようなことがございます。

次に課題といたしまして「リスクコミュニケーションの実施の考え方」といったことで、どんなことをやっていくかということでございますけれども、これは前のものにまた目標とか書いてあるんですけれども、それは1のところと変わらないので削除いたしまして、リスクコミュニケーションの実施の考え方ということでやっていました。これにつきましては、犬伏さんから、要するにリスクは小さいかもしれないけれども、確実にそのリスクを抑えておかないと、やはりこれは困るのではないかというお考え方とか、あるいは唐木さんから、ゼロリスクという言葉につきましては使い方が悪いというふうなお話もございましたが、ゼロリスクと費用対効果ということにつきましては、そういったことについていろいろ考えてや

っていかなくてはいけないんじゃないか。要するにコミュニケーションに至る前のリスクの考え方について、いろいろ考えなければいけないのではないかとということがございましたので、そこにちょっと書かせていただきました。

特に 12 ページの真ん中辺というか、要するに「ゼロリスクは望ましいのだけれど、小さな危険なら少ない費用ですませ、大きな危険なら大きな費用がかかるのも仕方がない」というふうなことがあれなんでございますけれども、そうは言っても中々個別の課題になると難しいといった点がいろいろ、この専門調査会でも今、話題になっているかと思います。

次に、関係者でございますけれども、国は場を提供していく。あるいは情報を収集、提供していくというふうなことでございますが、これについてはいろんな各先生方から注目がたくさんありまして、石崎さんからは、きちんともっとわかりやすく早く説明しなさいとか、都道府県と市町村と国がすぐに連携が取れるようなということ。多分、縦割りのことをおっしゃっているんだと思うんですけれども、あるいは今回のようなことが起きた時の予行練習みたいなのを、ちゃんとしておきなさいとかいうふうなことをいただいております。

唐木さんからは、食品安全委員会はリスク評価を行うということですが、リスクコミュニケーションにはリスク管理機関もすべて参加してやっていかなくてはならない。見城さんからは、生産者ですね。我々はリスクコミュニケーションというのは生産者の役に立つんだというようなことをきちんとしていかなくてはいけないということだとか、三牧さんからは、データについて、国としていろいろ統一したものが欲しいんだというふうな御意見もいただいているところでございます。

「地方公共団体」は、要するに住民にいつも接しているという観点から、いろいろ自治的なことをやらなくてはいけないということもございますけれども、小川さんから東京都のことで意見をいただいておりますけれども、基本的に 1,200 万人に一つひとつやるのは理想だけれども、なかなか難しいので、東京都としては肅々とわかりやすい情報提供なり都民からの意見に基づいて、いろんなことを見直していくというのをやっていくというふうなことをいただいております。

三牧さんからは、いろいろ制度がどんどん変わっていくと、地域によって保健所の見解が違ったりすることがあるので、それはちゃんとそろえてほしいというふうな御意見もございました。

次に「食品関連事業者」に対してということでございますけれども、石崎さんはいろいろ情報公開だとか、あるいはコミュニケーターといったことを事業者はきちんとして育てるべきではないかというふうなこと。

近藤さんからは、ここに書いてあるように非常に総合的な御意見をいただいておりますけれども、要はコミュニケーションのシステムと言うんですかね、組織、人材をきちんとしていかなくてはいけないというふうなことだと思います。

三牧さんからは、いろいろありますけれども、まず事業者としては命に関わるものを提

供しているんだという自覚を促すという点とか、ただしゼロリスクはないんだから「逃げるな 隠すな 嘘つくな」というふうなことが必要だと。

企業はコンプライアンスは勿論なんですけれども、十分な説明をしないと不信感しかつからないので、それはきちんとしないと。ただし、あまりしゃべりすぎてもいけないというふうなことも書いてあります。要するにコミュニケーターの必要性ということを指摘されているんだと思います。

いわゆる安全確保の経費については、これはきちんと計上していかないといけないし、ただ、全部やれと言われても食材は検査全部やっていたら、食べるものがなくなってしまうので、その辺については公的な措置が必要だというふうなことです。

「消費者」につきましては、犬伏さんは、消費者も科学する目を持つべきと。ただ、そのためには専門の人といつもきちんと付き合えるような窓口が必要だというふうなことです。

唐木さんからは、ここに書いてあるとおりでございますが、消費者というのは誰なのかというのは中々難しい問題があるというふうな御意見でございます。

「メディア」についてもたくさん御意見ございました。石崎さんからは、あおるなというふうな話だとか、犬伏さんからは、影響は大きいんだけど、1回ぱっと受け入れてしまうと次に幾ら活字でやっても中々直しにくいんだ、人の心は。というようなことだとか。

唐木さんからも、ちょっと間違えると大変なことになるということでございます。

中村さんからは、この参考資料5に付けてございますが、レジュメをいただいております。これについては後ほど御議論をいただければよろしいんじゃないかと思えます。中村さんからは、要するにこれについて、この中での議論によって記述をいろいろしたいということでございますけれども、御議論いただければと思います。

三牧さんからは、誤った報道をされると非常に大変だということがございます。

「学界」についても、いろいろ注文が付いてございまして、いろいろ議事録を見ますと特に金子さんからは、いわゆる専門家というのは説明責任があるんだということを自覚しないといけないということでございますが、犬伏さんもそのようなことを書いてございます。

唐木さんも、要するにリスク分析に詳しい科学者が必要だということです。

平社さんからは、ただ、若干、科学に寄り過ぎているんじゃないかと。もうちょっとコミュニケーションについては社会科学系の人が必要だというような御意見もいただいているところです。

「教育」でございますが、石崎さんからは、食育について必要ですと。

近藤さんからは、小学校教育の重要性といったことで、要するに文部科学省と連携しないといけないというふうなことであります。諸外国も調べなさいというふうな御意見をいただいているところでございます。

18 ページに行きまして、情報公開でございますけれども、これにつきましては参考6というのが付いてございます。参考資料の方の21 ページでございますが、食品安全委員会の要す

るに情報公開の考え方でございまして、基本的に原則公開と。ただし、知的所有権とかプライバシーだとか、要するに特定個人への不当な利益、不利益の場合については非公開。ただし、議事録については３年後には名を付けて公開というふうなことでやっているところでございますので、そういうバランスを保ちながらやっていくということなのかもしれません。ただ、石崎さんからは、いわゆる内部告発制度を活用したらいいのではないかというふうな御意見をいただいているところです。

次に「リスクコミュニケーションの方法等」でございまして、媒体につきましては、いろいろ意見交換会とか何とかございましてけれども、教育関係者との連携といったことが叫ばれているということでございます。

「意見交換会の規模等」につきましては、説明的なものは大人数でいいかもしれないけれども、本当に意見交換をするなら少人数でないと意味がないですよといったような議論がありました。

「専門家の養成とコミュニケーション技術の向上」につきましては、これはどの分野でも叫ばれていることなので、いただいております。これにつきましては、参考資料８というところに一番最後でございまして、農林水産省が最近、消費・安全局の職員を中心にコミュニケーションの研修をされているということなので、こういったことを役所に限らずいろんなところでやっていったらいいのではないかと。

次は、調査研究でございまして、これにつきましてもコミュニケーションは始まったばかりでございまして、確保だとか、あるいは評価方法の開発だとかいったことについての研究が必要なんではないかと。

あるいは、国際的なリスクコミュニケーション。これについても知っているようで知らない話については、きちんとやっていかないとけないということでございます。

最後に、専門調査会の取組み、活動の方向でございまして、これについてはあまり具体的な御意見はなかったんでございまして、これは５、６、７、８というのはワープロのミスで１、２、３、４の間違いでございしますが、まず一つはリスクコミュニケーションに関して、委員会あるいは関係行政機関への助言をいただくと。いつもこういう報告に基づいて助言をしていくということです。

もう一つは、意見交換会とか、ああいうところにこのメンバーの方に積極的な参加を促すと。

これは座長からもいろいろ御意見があったところでございまして、いろんな方の意見を聞くべきではないかと。専門調査会そのものがですね。

もう一つは、唐木さんなどの御意見でございまして、関係の専門調査会等と連携して、いわゆる意見の違いが大きいと思われるような案件だとか、知られていない案件についてのリスクコミュニケーションを計画的に働きかけてやっていくといいのではないかとというふうなことでございます。

そういった意見がございました。説明は以上でございます。

○関澤座長 大変ありがとうございます。いろいろな御意見を委員の方からいただいたわけですが、それを適切に配置し、おまとめいただいていると思います。議論を進める前にですが、2、3この報告の扱いについて確認しておいた方がいいのではないかと思いますので、その点について若干、私の方からお話しさせていただきます。

まず、この報告ですが、当初は3月中にまとめるという考え方で提案が挙がったわけですが、食品安全委員会委員長の寺田さんの方からも、もう少しちゃんと時間をとってまとめてはかがかという御意見をいただきまして、あまり遅くなりましてもしようがないので、4月中にまとめるということで皆さんに御了解いただきたいと思います。

リスクコミュニケーションの専門調査会は冒頭にもございましたように、私達半年間のわずかな試行錯誤の試みでございます。ここに御参加いただいている皆さんも様々なバックグラウンド、様々な御経験と御活動を経て、ここにおいでいただいていると思います。必ずしもコンセンサスをあと2、3回の議論で得られるということが中々期待できません。ですから、この報告書は皆さんの完全な合意の一致の下で出すというよりも、場合によっていろんな御意見を併記する。これまでの現状の議論のプロセスと結果を外にお示するという形でまとめさせていただいたらどうかと思っております。

ですので、勿論、全体の文体とか体裁はきちんとそろえたいと思いますが、皆さんからリスクコミュニケーションについて、こういう期待がある、こういう問題点があるということをお指摘いただいて、それを併記となってしまうかもしれませんが、整理して出すという形にしていけたらと思っております。全体の体裁そのものについてはあまり詳しく議論をしても時間がございませんので、一応今回の事務局から出された今の体裁で出していくということについては御同意いただければと思います。その中で今日、時間をいただいて、個々の詳細について御議論いただけたらと思います。今日までのところ、お忙しい等の理由でまだコメントいただいていたなかった委員の方もおられますが、別にまだ今月は24日に御議論いただく機会もありますし、4月も2回専門調査会を予定しておりますので、コメント等をいただけたら十分かと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、今の扱いについての御同意いただけるとしましたら、中身の議論に入りたいと思います。全体の体裁ですが、資料2としてお手元にある、この20ページほどのものが報告書となります。参考資料一覧として現在付いているままの形になるかどうかは別といたしまして、更にそれを補足するということで皆様からいただいた詳しい御説明あるいは関連省庁等の活動の報告、食品安全委員会そのものの報告、リスクコミュニケーションに関する活動の報告を添付させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○関澤座長 それでは、最初の項目の構成のところは一応済んだことということにいたしまして、3ページを見ていただきたいと思います。

3 ページは「はじめに」というところと基本的な考え方というところでございます。見城専門委員からは御意見をいただいておりますが、ここについても私の方で少し文案をつくりました。このところについて、ほかの専門委員の方でコメントがございましたら、是非お願いしたいと思います。まず、1、2分時間をとって御覧ください。

○神田専門委員 すみません。まとめ方でちょっと質問なんですけれども、最終的にはいろんな意見があったという形で併記の部分と、そうは言ってもここで確認する部分という形だと思うんですね。全部だらだらというのはまとめとは言えないと思いますので、それは例えば、これで言う也太い字で書いてあるところが合意をしようというところで、というか、誰がどう言ったというような形で。そこももうちょっと、わからないんですけれども。

○関澤座長 最終的にどなたの御意見ということはお名前はなしで、ただ、重要なポイントにつきましては、場合によっては箇条書きというふうになるかもしれませんが、ある程度御意見を並列的に記すということになると思いますが、その骨子となる基本的な考え方についてあまりにばらばらであっても困りますので、ここに書いたようなことでもしよろしい、あるいは追加すべき点がございましたら、是非おっしゃっていただいて、それをベースとしてまとめていくという方向でいかがでございましょうか。

○犬伏専門委員 「はじめに」はもうこれでよろしいのかなという気がするんですが、基本的な考え方。1番として「我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションに必要なこと」というのが出てきているわけですが、見城さんからご指摘がありますように、リスクって何なのという説明、これがまずあのかなと思います。この前も申しましたけれども、普通の人分かる言葉で書いて欲しいと思います。

○関澤座長 それが一番難しいところなんですけれども。

○唐木専門委員 私も同じことを言おうと思っていたんですが、いきなりリスクコミュニケーションの前にリスク自体が、見城さんがおっしゃるようにリスクと言われてもわからないというのがありますし、実はリスクとは二つの考え方があるんですね。我々の使っているリスクというのと我々がハザードと言っているものをリスクというふうに言っている分野もあるんですね。ですから、我々がどういう立場をとるのかということここにきっちり書かなくてはいけないし、リスクコミュニケーションだけ書いてもわからないので、リスク分析手法を非常にわかりやすく簡単にまとめて、その中でという解説をここに入れるかどうかですね。そこを私は悩んでいるんですけれども、入れないとわからないし入ると長くなるし。ちょっと入れざるを得ないのかもしれませんがね。

○関澤座長 確かにおっしゃるとおりで、このリスクコミュニケーション専門調査会とは何をやっているんだということが、そもそも最初から引っかかってしまうということの御指摘だと思います。おっしゃるようにリスクコミュニケーションあるいはリスクそのものについてもう少しうまく説明し、私達のこのリスクコミュニケーションの専門調査会では、これも必ずしも全く合意が得られるとは中々期待ができないんですけれども、少なくとも食品安全

委員会で使っている言葉としてリスクというのはこういうものを指すという点ははっきりさせておいた方がいいと思いますので、そういう内容をわかりやすく書いていきたいと思います。

○犬伏専門委員 「はじめに」の中に「食品の安全性に関する情報及び意見の交換」がリスクコミュニケーションというふうに関澤先生の方でお話いただいていますね。これについてここでやるんだよという話になっているんですが、それがあるんですけども、もうちょっとというところかなと。

○関澤座長 これはもともとリスクコミュニケーション専門調査会の業務についての規定の文章を引っ張ってきているんだと思うんですが。

○西郷リスクコミュニケーション官 この「食品の安全性に関する情報及び意見の交換」というのは食品安全基本法で使われている言葉でございまして、先ほどもちょっと御説明いたしましたが、6ページの四角の中。これが食品安全基本法の中に出てくるリスクコミュニケーションをちゃんとやりなさいという条文でございます。

○関澤座長 今、犬伏さんの御指摘は、リスクコミュニケーションという言葉の定義はこの括弧の中の言葉と思われてしまうという可能性ですね。これはちょっとうまくないので括弧のリスクコミュニケーションというのはとって、専門調査会の任務がこういうものであるということで、括弧の中をとりましょう。

○神田専門委員 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの目標」というところで、四つ書いてありますね、5ページのところ。この中に含まれているのかどうかわかりませんが、もう少し例えば、ここでリスクコミュニケーションをやったことが意見の結果あるいは出された意見とか結果がその施策なり何なりに生かされていくんだというようなことが一つここに入らないと大きなところが抜けているのかなというふうに思いました。

○関澤座長 リスク管理に生かすということですね。

それでは、次の「目標達成のための必要な手法及び手段に関する事項」というタイトルになっています。このタイトルがいいのかどうかということもクエスチョンなんですけれども、最終的な章で今後の課題というものをまとめていきたいと、実は私は考えておまして、これが今のところは19ページの「4. 今後のリスクコミュニケーション専門調査会の取組、活動の方向」ということで(5)(6)(7)(8)というふうに番号の付け方がおかしいようですが、なっています。今まで、専門調査会委員として御参加いただいた皆さんからの意見を私なりに見せていただいたんですが、課題となるべきことと皆さんが活動として個々に行っておられた参考となるべきこととの、二つに大きく分けられるように思いました。課題となるべきことについては整理いたしまして、次年度、何を優先してやるのか。こういったことがまずできるかということを考えて、是非この報告書の中でもある程度筋道を付けておきたいと思っています。

前の5ページに戻り、③の目標達成のために手段ということがありますが、これだけに限

らず皆さんからいただいた御意見の中では是非取り上げていくべきことを最終的な 19 ページのところには是非整理しておきたいと思っています。

○見城専門委員 やはり最初にはっきりさせていただきたいのは、リスクとここで使うときの範疇です。ここでリスクコミュニケーションと使うときにどこからどこまでをしてリスクとするのか。言葉の意味がそのまま難しいというなら、どこからどこまでをここでリスクととらえてリスクコミュニケーションになるのか。意見の中に書きましたように、例えば、証券会社が投資の条件としてハイリスク、ハイリターンと使うように、私達の生活にはリスクという言葉が来ています。それから、大手術を前にかなりリスクありますがお受けになりますか、とこういうふうに言われます。そのように日常生活でのリスクという言葉が与えるイメージが先に定着している部分があります。例えば、保険に入るときに英語だったら、この被保険者はグッドリスクですというような表現があるわけなんですけど、ちょっと日本語的にはグッドリスクという感覚が持てないような形でリスクという言葉が先に定着したと思うんです。最初にリスクという言葉で定義づけて、そのためのリスクコミュニケーションをしていくというのがないと、何か最初の出発の足元がしっかりしないと、どれだけその後がいい御意見やいろいろあっても難しいのではないかと。

具体的な例でいいますと、マスコミ等からもコメントを求められたりするときにリスクコミュニケーションってつい言葉が出るんですが、「は？」とこう言われるんですね。それ、どういうふうに訳したらよろしいんですか。どういうふうに受け止めたらよろしいんですかと言われた時に、私が間違ったことを言えませんが、では直接食品安全委員会の方に伺ってくださいというふうに土曜日にもお話ししたんですが、例えばマスコミを始め一般への浸透度はこのような状況だということわかっていただきたい。大事なことで、こだわらうと申し訳ないんですけども、最初にもう少し明確にしていだけないでしょうか。

○関澤座長 現在のところですが、リスクという言葉について適切な和訳ははっきり言っていないと言っています。日本語で表すべきだという、かなり強い意見があるということも承知しております。ただ、残念ながら、ないので、その言葉を使っていくよりしようがないと思っていますが、科学的にいうリスクについて、F A O や W H O がリスクアナリシスということ提案してきた時の定義がありまして、それは私達が日本語で使っているものと必ずしも一致しておりません。私は今、一言でうまく言い表せるかどうかわからないんですけども、先ほどの唐木先生の言葉を借りれば、ハザードというのは例えば、病原菌であるとか発がん物質であるとかいうものを呼んでおります。これを私達は危険とか危険物という呼び方をいたしますが、これに対してそれらが実際に体に何か影響を与える可能性の大きさ、それをリスクという言葉で F A O、W H O の文書の中で扱っております。

ですから、実際にそのものが危険な影響、有害な影響を及ぼす可能性を含めたトータルについてリスクという言葉を使っています。先ほど多くの方からも御意見があったので、うまく表現してみようかと思っていますので、よろしく願いいたします。

○見城専門委員　お願いいたします。

○関澤座長　どうぞ。

○西郷リスクコミュニケーション官　今、座長から御説明あったこともございますし、そういったこともございますので、全部ここに書くといくぶん長くなってしまいますものですが、20 ページに書いてございますように参考資料として、いわゆる用語集というものを付けよう。今日の参考資料というのはこれの参考ということなんですけれども、全体の報告書の参考資料といたしまして、いろいろな諸外国に何とかってありますけれども、一番最後に基本的な用語集という形で、勿論、配る前にこのメンバーの方には概念的には統一していただかないと困るんですが、特にわからないということも多いと思いますので、それはそういったことでリスクにかかわらず、いろんなタームが出てまいりますので、それについてはだんだんそういうふうになって読んでいただくということをよく考えているところでございます。

○見城専門委員　今の関澤座長のお話でも大体わかりましたけれども。その範疇が的確な日本語はないけれどもというのを付けるかどうかは別として、こういう可能性のあるものをリスクとここではとらえていますということが一つありますと全部それからのことが一般的には頭の中に入っていくと思うんです。

○関澤座長　用語集はすごく大事なのですが、我々のこの専門調査会の名称であるリスクコミュニケーションそのものについて読者のご理解がいただけないと一番困ってしまいますので、少なくともこれについてだけは文章の冒頭ではっきり定義らしきものを付けておくということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○唐木専門委員　もう一ついいですか。今の議論を聞きながら、つくづく考えてみたら、我々の専門調査会の目的は勿論リスクコミュニケーションについて考えることですが、もう一つ非常に大事な目的はリスク分析とは何なのかということを広く皆さんに知ってもらうことも非常に大きな目的ですね。そうするとその辺のところは少しページ数をとって、最初にわかりやすく説明することが必要かもしれないと思いましたので、一言。

○関澤座長　唐木さんの御指摘ももっともだと思います。4 ページの囲みの中に若干リスク分析の説明をしておりますが、もう少しわかりやすく書いておきたいと思います。

報告書の中に絵とか図とかも入れることは可能ですね。

○西郷リスクコミュニケーション官　可能です。

○関澤座長　それでは、1 のところはそんなところでよろしいでしょうか。また、後ほどでも結構ですのでお気づきの点がありましたら、次回の専門調査会までに御指摘をいただければと思います。

それでは、1 については特に最初にリスクとかリスクコミュニケーション、あるいはその前提となるリスク分析について、もう少しきちんとわかりやすい説明を入れるべきであるということをお願いしました。

もう一つは、②の「食の安全に関するリスクコミュニケーションの目標」のところにリスクコミュニケーションというのは単にそれだけで終わるのではなくて、リスク管理に生かされるべきであるという御指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。

先に進ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、次の「現状」というところですが、ここは長いので（１）問題点と改善の状況、（２）実施状況から構成されています。まず、６ページ、７ページのところを中心にお気づきの点を御指摘をいただけたらと思います。

○犬伏専門委員 現状認識とは基本法制定以前の問題点という部分ですね。

基本法が制定される前、ＢＳＥの発生を知った時一般人はどのような行動を起こしたか、つまり、怖いもの、危険なものは買わない、食べさせないということだったと思いますが、そうした現象が起きましたという事例認識がまずあって、リスクというものの評価やその実質をどのように伝えるべきか、伝えなければならなかったのかという問題意識が出てそれらを受けて基本法が制定され、こういう専門調査会も設置され、リスクコミュニケーションの必要性が認識されつつあるというのが現状かと考えますが、その辺のところは、「ＢＳＥ問題検討会報告書」というのは結構難しい報告書だったと私は思っていますので、そういうのをいざ出されてどれだけの人が分かるのだろうかと思いました。もっと平易に一般的事実の現象から問題点を洗い出した方が判り易いのではと思ったのですが。

○関澤座長 そうですね。ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会の報告書がいろいろな意味で今度の食品安全基本法あるいは食品安全委員会設立の背景になったと思いますが、それだけではなくて、もっと広い意味で社会的な大きなインパクトがあったんじゃないか、それを記述しておくべきですということですね。わかりました。その点を検討してみたいと思います。

○唐木専門委員 さっき、小川さんと話していたんですが、この報告書は非常に広い層の方に読んでいただきたい。そのためにはかなりわかりやすく、しかも面白く書かなくてはいいだろうと。この２が一番つまらないんですね。お役所的でね。西郷さんが苦労してつくられたのに申し訳ないからあまりあれですけれども。ですから、私はこの２は今、犬伏さんが言われたように徹底的に書き直して、もっと普通の文体でこういう経緯でこんな事件があったと。その結果、こういうふうに変更されてきたんだということを書けばよくて、あとはどこで何があってどんな法律なんていうのは、もう参考のところに全部押し込めておけばいいと。ですから、ここはこういうスタイルではなくて、普通の平易な文章でストーリーとして書かれたらどうかなと思います。

○関澤座長 私も食品安全委員会あるいは関係各府省が取り組んできた事実というのは非常に大事なことでありますが、それはむしろおっしゃるように参考資料にうまく整理していただくということをして、読んだ時に何がポイントであったかということを読んだ人がわかるようにするというので、少し事務局とも御相談して、まとめ直してみたいと思います。このところについてはそういった意味では各委員の方から、こういったことが大切なんだ

よということを箇条書きでも結構ですから、いただきましたら、それを参考に取りまとめていきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、7ページの後段から「地方公共団体における実施状況」ということで、小川さんからのインプットがありますが、その辺について小川さんの方、何かございますでしょうか。

○小川専門委員 私の方も何を書いていっていいのかというのは非常に悩んだんですけども、とりあえず今はこういう意見の中でわかりやすい事例をある程度散りばめながら書くのがいいのかなと思ったものですから、少し時系列に書いたんですけども。それから、もう一つ悩んだのが、東京都は消費地なんですけれども、地方公共団体のほとんどの県が生産者を重視している施策がとられているということなので、おのずと地方公共団体が取り組むリスクコミュニケーションのテーマとかスタンス、そういうものは必ずしも東京都と同じスタンスではないというふうに、私は常々考えているんですけども、ただ、それはちょっと私は書けないものですので、その視点は是非とも地方公共団体というタイトルを掲げる以上は、生産者の点も含めたような内容も是非盛り込むべきかなというふうに、私は考えました。

以上です。

○関澤座長 この点はいかがでしょうね。西郷さん、確かに幾つかの県でやっている事例について、私もかなり具体的なことも聞いていますが、といてあるところだけを取り上げるというのも難しいのですが、何かうまくまとめ方がありませんでしょうか。

○西郷リスクコミュニケーション官 その辺につきましては、まだこの専門調査会で御議論のなかったところがございますので、今回、参考資料を先ほどあれしましたけれども、参考の8ページに参考4ということで、ただ、ちょっとつっけんどんな表でございますけれども、各アクティビティーにつきまして、若干まとめております。これはちょっと平易過ぎるということであれば、どこか取り出してということがもしあれであるならば、ある程度こちらデータを持っておりますので、そういうことでよろしければ、こんな取組みがあるということ本文に書きますし、あるいはもっと具体的なことを参考資料に入れるということも可能かもしれません。

○関澤座長 この参考資料の8、9ページに書いてある各県が随分いろんな多彩な取組みを行っておられまして、その中でお互いにそれを情報交換することによって学べる点がかなりあるのではないかと実は期待するわけです。必ずしも一番いい例というか典型例ということにならないかもしれませんが、幾つかわかりやすい例を事務局とも協力して載せることができたらと思いますので、そんなところでよろしいでしょうかね。

○西郷リスクコミュニケーション官 今ちょっとすぐに持ってまいります、事務局で各県の取組というのをある程度まとめた分厚い電話帳みたいなのがございまして、それをちょっと後で回覧させていただきますので、目にとまった点があれば、御指摘いただければ、そのところをやるということによろしければ。

○関澤座長 それでは、地方公共団体における取組というところは東京都だけでなく、ほかの県での特に生産者の方も巻き込んで取り組んでおられるところの状況も紹介してはどうかという御意見でしたので、是非そうさせていただきたいと思います。

○高橋専門委員 私は群馬大学にいますから、確かにこの秋から県のレベル、県以外での市町村のレベル、生産者のレベル、農協のレベルというところでその手の取組みが急に増えたなという感じがありまして、そこのコーディネーター役をやらされたりもしていますが、毎回感じるのが、結局そこでやりっぱなしというところでそれ以上の深まりがどうやって深めるつもりなのかなというのが私は非常に大きな疑問として感じております。

○関澤座長 どうぞ。

○神田専門委員 このまとめですので、私はまだ今日の資料なのできちんと読み込めていないので、もしかしたらどこかに書いてあるのかもわからないんですけども、ここは実施状況という形で書くところですね。もう一方でこの資料集の方でどんなことがやられたか、資料はこちらに載ってしまうせいもあって、トータルでどんなことが行われたのかというのが、こちらの報告書の方ではちょっとわかりにくいような気がするんですね。トータルの表現になってまとめているような気がして、もう少しこういうことが行われた件数だとか、こういうテーマが特徴的なものがあったとか、あるいは今おっしゃったような意見ですね。そういうことがやはりまとめというからにはそういうものがここに盛り込まれていかなければ、何か私はまとめという中身にはなりにくいのではないかと。だから、全国でやられてきたいろいろな厚生労働省、農林水産省、この委員会の中でもやってきたものについて、もう少しここに盛り込んでいかないとそういう数字も見えませんし、テーマも見えませんし、そこから得られた教訓なり問題点なりが見えないと今後の課題も語れないのではないかという関係からすると、もう少しこの辺は充実するべきところではないかなと思いますけれども。

○関澤座長 おっしゃるとおりだと思います。最後のまとめと今後の課題というところがありますが、それは本文からは出てこないといけないと思います。それで、いろんな取組みを厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会あるいは県でやってこられたわけですが、そこから何がわかってきて、何がまだできていないのかということを書いていくべき。数字も入れて書くべきではないかという御指摘だと思います。ありがとうございます。

○関澤座長 その点につきましては是非、食品安全委員会または厚生労働省、農林水産省の方からも今まで大部な資料をいただいておりますが、今までできたこと、できなかったことというか、まだまだこれからやるべきことということについて、箇条書きあるいはもう少しコンパクトな形でいただけたら、大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○見城専門委員 質問なんですけど、ああいうBSEの問題が起きたときに、私達はワンテンが遅れて情報を得ます。いろいろマスコミを通じて。まだ頭の中でどういう仕組みになってああいう状況が起きたのかというのがあまりよくわかっていない部分があるんです。また、そこへ鳥の状況が起きて、BSEの教訓があったのに通報手遅れとかがあって、結局今、あ

あいう悲惨な状況が京都の方で起きて、そういうことというのは一つの流れとして一般的にもし何かリスクが起きた時は、例えば、まず保健所に通報するとか、あるいはその手順があるんでしたら、教えてほしいんです。例えば、そういうものがあるのかどうかもわからないんです。それが各県によって全く別な、統一されていないのか、その県独自、地方行政に任されていて統一がないのか。ですから、東京都のはこれからじっくり読ませていただきますが、そういうふうに違うのか。もし同じならば、東京の例であるところまでは基本が同じで受け止められますね。ただ、対応が各県全く別なのか。こういう対応への一つの流れがわかった方がいいと思うんです。あんなに厚いと全部の事例は見られませんが、選ぶ場合でしたら、では、なぜその事例をセレクトしたかということになります。もし基本的な流れで地方公共団体はこういう流れがあるとか、JAはこういう取組みをしているとか、そういう一つの流れがわかれば、そういう中でも漏れてしまったリスクだったのかとか、では、今後その部分をどういうふうにリスクコミュニケーションしてほしいのか、すべきかという何か現状と課題が明確になると思うんです。教えてください。

○関澤座長 私はO157病原菌事件のときの当時の厚生省での教訓というのを担当の方からお聞きしたんですが、そのときには同じ厚生省の関係でも食品衛生と公衆衛生関係とでそれぞれネットワークがありまして、それぞれの間の連携で最初の時点では必ずしもうまく行っていなかったのも、対応が遅れたということをお聞きしました。今回は農林水産省の系統と厚生労働省の系統がそれぞれあるのですが、都道府県のレベルでもでしょうが、当初の対応はその間の連携が必ずしもうまく行かなかったということが言われておりますね。そういったことがやはり大きな教訓になっていくんだと思います。

○小川専門委員 都道府県のレベルでも、私もやはり縦割りって失礼なんですけれども、そういう状況がありまして、今のO157以外にもっといろんな事件でどうしても連携をとらなければ対応はできないような状況もありました。それで、うちの方は各局の連携の推進会議を設けまして、必ず事件があった時にはお互いの横の連絡を取ると、いつでも集まれます。勿論、BSEが発生した時も同じだったんですけれども、そういう体制をとっているんですが、中々そこに持つて行くまでには庁内合意というのは中々難しい問題がありまして、よほど駆けずり回って、そういう合意を取り付けてシステム化をどんどんしていったものですから、そういう体制が必ずしもすべての都道府県の中で整っているかどうかはよくわかりませんが、いずれにしてもそういう方向で地方公共団体が整備されていくということは間違いのないと思います。

○見城専門委員 もし大変いい協力体制で組織が繋がったという事例が東京都であるならば、むしろそういうことは明記していただいて、それを各地のまだそういう状況にまともでない地方公共団体はたくさんあると思いますので、それはやはり参考になると思います。そういうことでは現状と結果、今、東京都ではこうだという流れが読めれば、それは大変重要な情報だと思います。

○ 関澤座長 わかりました。

○ 姫田消費・安全局消費者情報官 多分、見城さんのおっしゃっているのは今回の鳥インフルエンザでもかなり情報のミスが何か所かあったということだと思います。ただ、具体的に言うと私ども、あるいは特に B S E 以降、それぞれの病気、疾病についてマニュアルなりをつくり、やってきていると。当然、そのマニュアルに基づいて相互の連絡関係とかとれるようにというようなことでやってきているという状況です。

比較的、私どもの感じでは情報の伝達というのはできているのではないかと考えていますが、例えば、どれということ中々語弊がありますけれども、最近でも結局マスコミの方が先に知って、その後、行政が知って、それでマスコミが行政のトップに聞いたら知らないと言われたと。ただ、行政的にはまだ知らない状態の中でマスコミさんが知っているものですから、というような話もあるわけなので、それは行政がというよりはかなり行政の場合は当然、確認行為とかしてから動いてしまうということがございます。ですから、そういう意味では今回もほとんど漏れがないなと思っているんですけども、それで当然、今回の場合は鳥インフルエンザということになりますと厚生労働省と私どもの方の連携をというよりは、まず私どもが主導的に動く。これはあくまでも家畜の病気のことでございます。それで厚生労働省さんの方がこういう意味であれば、その後にフォローしながら動いていただく、あるいは環境省さんも当然です。それで各省庁連絡会議というようなことになったわけなので、そういう動きになるかと。

あと、B S E の時と当然違って、B S E はもう完全に人畜の世界だろうと思いますから、一緒に共同歩調をとっていただくということ。あるいは同じことでも B S E と鳥インフルエンザだと海外から入ってくるものは明白に違います。B S E だと厚生労働省さんも私どもも一緒に止めると。だけれども、鳥インフルエンザは厚生労働省さんは止めていないけれども、うちは止めているというようなことになりますから、事例的にはできるのではないかと考えますが、一般論としては中々難しいのかなという感じがしています。

○ 関澤座長 お差し支えなければ、今度の事例で説明していただくのが一番わかりやすいのかなという気がします。例えば、鳥のインフルエンザの場合には現状ではこういう体制で臨んでいると。それが見えるようにしていただけないかという御要望だと思います。

○ 見城専門委員 これは調査会の報告書ですから、やはりこの調査会自体がその流れもはっきりわからないまま課題とか取り組むべき今後などということはちょっとおかしいと思いましたので、少なくとも今、私がわかったことは私の体にとって命にとって危険だと思うことは、その前の段階では厚生労働省と農林水産省とで分けて考えていらっしゃるというギャップですね。いいんですけれども、取り組む方法として全く違う種類のものになる。わかりません。私が B S E で恐怖をリスクを感じるのも、鳥インフルエンザでリスクを感じるのも、私にとっては例えば、同じ食するものに対するリスクなんです、その一つ上の段階では取扱いが違うということも今日、勉強になりました。ですから、そういう意味では差し支えの

ないところで取組みの流れというのはポンチ絵でも何でもはっきりわかると思うんです。こういう種類のものはここを通過してこう来ると。それだけでもここは大変わかりやすくなると思います。

それから、本当に今日のニュースで心が痛むんですが、ああいうふうには生産者がある意味で大変な被害者になって命を落とすということもありますから、こういったリスクコミュニケーションの報告書が生産者にとっても一つ勇気を持って対処していくための示唆に富んだ報告書になってほしいと願うものですから、そういう気持ちも込めて、これは報告書がまとまってほしいと思うんです。

○関澤座長 どうぞ。

○犬伏専門委員 鳥のインフルエンザであっても、同じ鳥でも家畜として見るか、食品としてみるかによって、所掌範囲があって農林水産省であったり厚生労働省であったりするということを一般には分かりにくいことなんです。役所の方はそれは当たり前とっていらっしゃることで一般には分かっていないことが多いので、ここでは是非、普通の生活者に理解されるような話として文書化して欲しいと思います。それがコミュニケーションの初歩だと考えますので。

○関澤座長 どうぞ。

○姫田消費・安全局消費者情報官 今の見城さんがおっしゃったこと、犬伏さんがおっしゃったことでの、これは私どもの記者会見とかには必ず私どもは家きんの防疫のためにやっておりまして、厚生労働省さんは食の安全性のためにやっておられますと。それで今回はああいう白い服を着て大仰なことをやっているのも全部、家きんのあれですよ。

もう一つは、卵、鶏肉の安全性についてもお話しているんですが、この間もマスコミの方々と御議論がありまして、実はマスコミの方は今回はBSEと違ってと言うと語弊がありますけれども、当初、載せていただいたんです。例えば、大手の上から二つの新聞社さんはQ&Aをきちんと載せていただいたんです。ですけれども、これが実は山口の意外と騒ぎにならない時にきちんと載せていただいて、その後、では、もう一回というお話になると中々同じ記事を2回載せられないということでマスコミの方も躊躇しておられるというようなことがございます。我々はいろんなタイミングでこの話を全部させていただいているんですけれども、その後はもうマスコミに流れないというのが現状でございます。そういうことにつきましては、まだ工夫してここには是非書き込みたいと思っておりますので、そこら辺はまた工夫させていただきます。

○関澤座長 よろしくお願ひします。繰り返して言っていけないと、中々1回で御理解いただけない面というのは当然あると思います。よろしくお願ひいたします。

○外口大臣官房参事官 何か縦割りが強調され過ぎているような気がしまして、そのようにどうしても見えるということで、これは我々の課題だと思いますけれども、実際には鳥インフルエンザについてはどういう情報でも必ず共有してリアルタイムでやっております。それ

から、例えば、ホームページも農林水産省の方のホームページを見ると、そこから出てくるQ & Aというのが実は厚生労働省のホームページを引っ張るようになっていて、その辺は前より随分工夫はしているつもりなのですが、いろいろ御指摘もありましたので、更に連携をよくして行きたいと思います。

○寺田委員長 よろしいですか。食品安全委員会もこれは公開の委員会です、例えば鳥インフルエンザのときにも両方の省方から来てもらって、公の場で発言していただいて、情報を交換しています。それ以外にもいろんなところで局長クラスの方とか場合によっては課長クラスの方に来てもらって、いろいろ情報交換、共有をしました。今、ずっとお聞きしていましたが、いろいろ対策上に齟齬があった点もあり、今日も不幸なことがありましたけれども、施策としては正当化するつもりはないですけれども、農林水産省がやっておられたことはよくやっておられやむを得ないことがあったとと考えています。それで、非常に不幸な状態が起きて、個人としては大変気の毒だと思いますけれども、施策としてはしょうがなかったのではないかと。あの対処法をこうしろというようなことはあまり、今までずっと見ていまして、ごさいません。アメリカのBSEの問題に関しましても両者とも緊密な情報の交換を常にやっておりますように、大事なところは出来るだけ公開でやっております。

○関澤座長 確かに、過去に比べたら大きな前進があるということは間違いなことだと思います。

その前進の点も、むしろ積極的に明らかにしていただいたら皆さん納得、安心されるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 あまり、私共のやっていることがご理解してもらってないことを知りちょっと情けないのと、やり方がまずいかなと、反省しています。

○関澤座長 時間の関係もありますので今の点、6、7ページのところはそういったことを今の対応の流れ、どういうところは改善されてきているかということも含めて、できましたら食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の方からいろいろインプットをいただければ、それを事務局と相談して盛り込んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、主に9ページになると思いますが、関連事業者の取組みから、次の10ページ、消費者の取組みの辺について御意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○高橋専門委員 この委員会は、今、伺っていますと、まるでBSEと鳥インフルエンザに、リアルタイムで進んでいるからしょうがないのかもしれないんですけれども、私が非常に気になっているのがアクリルアミドの問題と、それから昨年8月のアマメシバの問題ですね。そういったことがまさに食品総合研究所のホームページにも、それから厚生労働省のホームページにも非常にいいデータが出ていて、あれがまさにリスクコミュニケーションだと思うんですけれども、私は正直、アクリルアミドの問題でもってポテトチップスのメーカーが一つ二つつぶれるのではないかなと思ったならば全然つぶれないわけですね。学生含めて、全然皆さんの関心がないんですね。

私にすれば、そういったことが、あれだけのリスクがあるものを平気で皆さん召し上がるくせに、残留農薬と食品添加物にはめちゃくちゃ神経質になる。これ、何なんだという思いなんですね。

それとアマメシバに関しましても、食品安全委員会の諮問があって、そして速やかに販売を禁止したということは、これは食品安全委員会ができて、基本法ができて、非常な成果だと思うんですね。そういうことが、ただ一般の方はそれこそほとんど御存じないのではないかというあの辺りは、何かこの報告書に書き込むというふうなことはないのでしょうか。

○関澤座長　ありがとうございます。

確かに、今、ホットなニュースにどうしても偏りがちということはあると思います。もと、底流として残留農薬、食品添加物、その他の不安というのがずっと消費者の方にあると思いますし、また、高橋さんのおっしゃったことについて、もし高橋先生の方からこういう文章ということであればありがたいと思います。

それからもう一つ、今回の議論で、どうやら行政と消費者という構図がどうしても正面に出てきがちなんですが、生産者間あるいは行政同士の間でのコミュニケーションにも問題がまだまだあると思います。ある生産者が情報を隠してしまうために、ほかの生産者が大変な被害をこうむると困るので、そういった全体的としてとらえていくということが非常に大事なのではないかなと感じるわけです。

事業者のところについては、近藤さんの方でいろいろ御準備いただいたように思いますが、何か。

○近藤専門委員　すみません、準備したというよりは挙げさせていただいたのをおまとめいただいたので、社名が出てなくても私の方は構いませんけれども、こういう形で一社の状況が出てもいいのかなという、むしろちょっと心配しているというところでございます。

○関澤座長　一つの例として紹介できる点は紹介させていただいたらと思います。ただ、この会社ということは伏せていくことになるのではないかと思います。

御議論いただくのは事業者の取組と、それから消費者の取組、消費者が求めているリスクコミュニケーションというところまで御意見があればお願いしたいと思います。

○平社専門委員　すみません、三牧専門委員の15ページに掲げている②のところですね、「逃げるな　隠すな　嘘つくな」と、非常に簡潔明瞭に書いてあるんですけれども、ほとんどの生産者とか事業者がまじめにちゃんとやってさえすれば、基準というものがありますので、そう問題になることはないのではないかなと。確率としてですね。だけれども、今回のもそうだと思いますけれども、農林水産省の言うことをちゃんと聞いて、ちゃんと規定に従って報告して、タイミングを含めてやっていれば、そんなここまで大きくはならなかったと思うんです。

やはり、その辺の、うまく表現できないんですけれども、悪いことをやったらどうするんだと、この辺のものをきちっとどこかでうたっていただけないと、ちょっと読みながら心配

かなという感じがするんです。悪いことをしたらどうなるのか、悪いやつが出たら、それをどうカバーしていくのか、そういう危険から回避する方法というものもどこかでお考えいただければと思います。

○関澤座長 平社専門委員の方は、3の課題のところまで関係がありましたので指摘していただいたと思います。

2の現状というところは、どういう問題があったかということを全体として整理していくことになりますが、それから課題にどういうところにどういう教訓が出てくるかという御指摘だと思います。

○近藤専門委員 よろしいですか。課題と、それから一番最初のところにも関わるんですけども、頭のところ、基本的な考え方と課題と全体に関わるところに対する意見なんですけれども、このまとめ方の表現の方法で、今、アクリルアミドの話とか、それから鳥の話、BSEの話、O157の話も8ページにありますけれども、まとめられるときにできるだけ具体的な例を挙げて、それについてコメントをするというふうな形になると、いろんなレベルの人が、このレポートがわかりやすくなるのかなというふうに思うんですね。例えば農林水産省と厚生労働省の役割についても、例えば鳥のときにはこうこうこういう役割をしたけれども、マスコミのことを批判してあれですけども、中々世の中に伝わらないと。要するに、伝わらないということ自体がリスクコミュニケーションがうまくいっていないということなので、差し支えない範囲で具体的にやってきたことの、ここでもまさに今、いろんな方の御意見あったので、ある意味ではそういうのを評価をするみたいな形で現状について語ると、リスクというのはこうなんだとか、リスクコミュニケーションはこうなんだということを論評しなくても、今、自分達が何を考えなければいけないのかがわかりやすいのかなというふうに感じました。

○関澤座長 よろしいでしょうか。寺田委員長の方からも御指摘があったように食品安全委員会については、こういったことをやってきているんだよということを意外とまだまだ本当に知られていないと思いますので、事務局の方でうまく整理していただければと思います。

○寺田委員長 是非、本専門調査会の先生方、よく御了解のほどをお願いいたします。

○関澤座長 どうぞ。

○姫田消費・安全局消費者情報官 ちょっと辛口の話ですが、サントリーさんの方のまじめな取り組みは、食品関連事業者について書いていただくのは是非お願いしたいと思うんですけども、ただやはり、特にBSEや、その前の時代にいろんな食品関連事業者さんのリスクコミュニケーションの取り組みの失敗があったわけで、具体的にとまでは言いませんけれども、やはりそういうことを基本に、ちょっと辛口に食品関連事業者さんに対しては書いていただく必要があるのではないかなと私は思っております。

というのは、やはりまだ現状の認識の中で非常に高いレベルで、いわゆるリスクコミュニケーションや安全性を見ておられる会社とそうではない会社と見受けられますので、やはり

そういう意味では多少、食品関連事業者に対しても厳しい書き方をある程度していただく必要がどこかにあるのではないかなと思っております。

○近藤専門委員 すみません、それで受けて言うわけであれなんですが、課題のところで 14 ページなんですけれども、後で追加していただいたのは日々のコミュニケーションの重要性というか、要するに日頃の信用が大事ですよというようなところが、やはりそういう事業者、行政もそうでしょうし、事業者もそうだと思うので、何か起きたときに慌てて広報活動しても仕方がないので、日頃からきちんと情報提供しているまじめな会社だという、コンプライアンスのことを考えている方もいらっしゃると思いますが、三牧さんの方で書いてありますけれども、そういうところはきっちり書いていただいた方がいいのかなと思います。

やはり、性悪説に立たざるを得ないという現状だということも、ある程度書く必要があるのかなというふうに思います。

○関澤座長 前回、討議が時間切れとなったため御迷惑をおかけしたので、今日はいまうまく進めさせていただきたいと思います。

既に、もう皆さんの方で 10 ページの「3. 課題」というところにお話が進んでおりますので、課題の方についての御意見もいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○犬伏専門委員 多分、消費者における課題とは、リスクそのものが何なのかということが分からないということだと思います。リスクそのものを理解できないのに、いろいろな学者の方が「これは安全です」と言われても私たちは鵜呑みに出来ません。またいろいろと裏切られてきていますので疑い深くもなっています。私たちがそのリスクに対して、どの部分に不安を感じ、その説明のどの部分に疑問を覚えているかを、しっかり聞き、思いをくみ取った上で、何回も申しますが、義務教育修了者に分かる、判り易い説明が欲しいということだと思います。前のほうに調整役というのがありましたが、調整とはどういうものなのかきちんとした定義、説明がなされないとおかしなことになっても困ると思いますが、そのあたりのことがもう一寸具体的に書けたら判り易いかなと思うのですか。

○関澤座長 私は、犬伏専門委員と石崎専門委員からのコメントの原文を読ませていただいたのですが、その中に自ら質問を発して、こういうふうに説明してくれればという書き方をしたと伺って、なるほどと思ったんですね。そういうのは、やはり私どもは気がつかなかったという感じがありまして、そういう例も盛り込んで、これについては実はこういうことが知りたくて、わかればよかったんだというのを一つ、二つの例として入れればなと思っております。

今後、ほかの県でも Q & A などを整備している例がございますが、皆さんから率直な、ここが実は知りたいんだよというのを出していただいて、大事な問題については、この専門調査会でも検討して答えていくということが一つの役割かなと思いますので、是非盛り込ませていただければと思います。

○千葉専門委員 さっき、安全ですよと言われても本当に安全かわからないとか、それから

ここにゼロリスクという言葉が出てくるたびに思うんですけれども、そのバックグラウンドのとらえ方というのが、ちょっと我々と消費者と違うように感じるんですね。ですから天然にあるものと、それから人為的工業廃液か何かで汚染されてあるものと、どちらも汚染というんですね。その辺で、そのバックグラウンドと本当の汚染とがうまく区別できていないのではないかというふうに感じるんです。

だから、コーデックス委員会がカドミウムの何かをこういうふうに決めた、日本ではこれもいいんですよという、こういうふうに決めたということで、値が違うと、そこでまたゼロリスク論争が起きてくると思うんですけれども、コーデックス委員会などというのは国際的に世界で一つ決めるわけですが、やはりいろんな地域によってバックグラウンドが違いますので、そのバックグラウンドを認識した上で、日本はこれでいいんだと。その理解というんでしょうか、いつもバックグラウンドの考え方、遺伝子組換えにしても、何にもしなくても、これだけは何か異常が出てくるんですよ。放射能にしてもそうですね。そのバックグラウンドのとらえ方というのが、少し書いたらいいのではないかなという気がするんです。

○中村専門参考人 今、千葉専門委員がおっしゃったことはもっともなことだし、先ほど犬伏専門委員もおっしゃったことなんですけれども、御参考になるかどうか、資料2の参考資料の中の18番目に、まだ練れていないんですけれども、ちょっとまとめさせていただいたものがあるんです。

一般の人たちから見て何をリスクと思うのか、どういう事象をリスクと思うのか、あるいはどういうことがあったら恐れと感じるのかということを少しまとめてみたのが、この18ページのあれです。

こういう事象が少なくともあった場合には、一般の人達は非常にリスクが高いなと思うんだろうと。だから、我々もこれらに立脚した報道といいますか、聞き方をするとということでちょっと簡単にまとめさせてもらったんですが、例えばこういうものをベースに誰かに表現してもらおうとか、一番、これは医療問題を念頭に置いて書いたものなんですけれども、要するに代替のものがなければ、これは非常にリスクが高いですよということも我々、一つの理由としてあるわけですね。代替のものがあればやめたっていいではないかということがありますと、代替がない場合にはもうリスクが高くても使わざるを得ないケースもあり得るわけですね。

そういうもろもろの要素がありますので、一概にこれはいい、これは悪いということが言えないと思う、ケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、それを少し簡潔にしてまとめられたらいいかなというふうに感じます。

○関澤座長 中村さんのまとめてくださったことは、吉川さんも日頃いろいろ研究されている分野だと思いますので、どなたかが社会科学関係の方の、もう少しインプットが欲しいという御指摘があったと思います。それで、吉川さんの方でいろいろ実際の例も御存じだと思いますので、ここに盛り込むべき内容をコンパクトにおまとめいただけると大変ありがたい

というふうに。

○吉川専門委員 わかりましたと言うしか芸がないんですけれども。一つ、実は感想の方は申し上げているんですけれども、ちょっと気になりますのは、全体の論調が少しポジティブでないと思うんですね。リスクコミュニケーションとかどうかはともかくとして、新しいことを始めるのだから、これからいいことを始めますよというような感じが欲しいなと思います。

それで、これは一部には御意見もあるかもしれないので強く言うものではありませんけれども、例えば消費者に知識がないとか、マスメディアが過大な報道をするというのは事実かもしれないけれども、そうすると、相手をなじっていても始まらないわけですね。

だから、御本人が反省されるのはいいと思うんですよ。マスメディアはこういう点が悪いとか、それから消費者はこういう点が愚かだったと言われるのはいいと思うんですけれども、全体に勉強するのは消費者だけとかマスメディアだけというのではなくて、行政の方にも勉強されるべきところがあったと思うし、それから科学者の側にもあると思うし、勉強しなさいという課題を押しつけるのであれば全員が勉強すべきだし、そうでなくて私は勉強できないというのであれば、それでは私はどうするのかとか、そういう感じがいいのではないかなと思うのが実際ですので、勿論、個々の先生の御意見にどうこう言うものではありませんけれども、誰かに対する否定的な見方という表現は少し減らされたらどうかなというふうに思います。

○関澤座長 ありがとうございます。時間の関係もありますので、あと残り、報告書全般について、20 ページまでございますが、まとめ方について何かお気づきの点がございましたら、吉川さんは全体の論調について、もう少しポジティブあるいはどこかを非難するというやり方でなくてという御指摘だったと思いますが、そういった全体についての御意見もございましたらお願いいたします。

○中村専門参考人 今の吉川専門委員の御指摘はそのとおりだと思います。むしろ建設的にこうすべきなんだということを、例えば最後の今後の活動についても、あるいはどこの場所かはちょっとわかりませんけれども、何らかの形で触れておく必要があると思うんですね。これはいけない、あれはいけないということだけでは全然建設的な意見にはならないんですね。

確かに、こもごもおっしゃったようにメディアに対する批判はたくさんあることは、我々十分承知しているんですけれども、それで至らないところはたくさんあるんですけれども、その中で一応これはベターな方法であるということで今、取らせてもらっているんですけれども、必ずしも 100 %ではないことは勿論わかる。ですから、こうあるべきなんだと。勿論、メディア側にも考えの至らないところはあるし、消費者にも至らないところはある。だから、こうしたらもう少しリスクコミュニケーションがうまくいくよといったところを盛り込むのが報告書の一つの目ではないかなという気がします。

それから、ついでに申し上げますけれども、このたくさん御意見いただいている中にあれっと思ったのは、唐木専門委員が御指摘になっていますけれども、ゼロリスクと費用対効果の問題を書かれているので、これは表現としてはすごくまともな表現だと我々理解するんですが、読み方によっては誤解を受けるおそれも、これはなきにしもあらずなので、表現は少し気をつけた方がいいのかなという気が、感想としては持っています。

ゼロリスクというのはないというふうに皆さんこもごも書かれている方もいらっしゃるんですけども、残念ながら一般消費者の中にはゼロリスクという考え方はまだまだありますので、これをどういうふうに払拭するかというのはまだ別の問題があるんですが、もう一つあるのは、命は金で買えないという意識がすごく強いということですね。ですから、リスク問題と費用対効果の問題はリンクされて、不用意と言ったら語弊がありますがどうしても、提示をされると無用な誤解を生むおそれがあるので、少し表現の工夫が必要かなという感じはします。蛇足ながら。

○神田専門委員 それでは、私も一言だけ。どこかにそれぞれの立場の人が平等な立場でやるということは強調しておいてほしいなと思います。

○関澤座長 ここは行政機構の中の委員会ですから、どうしても行政対マスコミと、行政対消費者という感覚は強く出てきてしまうんだと思いますが、リスクコミュニケーションにつきましては関係者が全員で協力してという大前提がございますので、その点をはっきりさせていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もし神田さん、うまく一部分、難しいところを原案を書きますので、それを批判して直してください。

時間的にあと５分ほどになってきましたので、この報告書のまとめについては、今月２４日にもう一度専門調査会がございますので、それまでに今日言い足りなかったこと、またはお忙しくて文章がちょっと出せなかったという方も含めまして、事務局にいただければと思います。勿論、今日の御議論を踏まえて建設的な立場で、今後こういうことをやっていくべきであるという御提案を還元したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと残りの時間を議題のうちの今後のスケジュールについて、事務局の方から御説明いただきたいと思います。よろしく。

どうぞ。

○千葉専門委員 さっき電話帳みたいな自治体の取組みを見せていただいたんですけども、各都道府県と保健所レベルはあるんですけども、衛生研究所というのは入らないんですか。

○西郷リスクコミュニケーション官 いや、入らないことでは全くございません。今回、初めに調査した中にそういったところの調査が漏れているだけでございまして、そういうところを別に排除しているわけでは全くございません。

○梅津事務局長 先ほど高橋専門委員から、自治体でも様々な取組みが増えて、高橋専門委員自らコーディネーターのようなことをやらされているという話がありまして、ただし毎回

やりっ放しになって深まりがないという、これ、私ども自身も何かお小言をちょうだいしているような気分になったんですけれども、どうすれば深まりができるでしょうか。

○高橋専門委員 当面は何回か繰り返すしかないのかなと、そのたびに思っています。

○梅津事務局長 ありがとうございました。

○関澤座長 幾つかの自治体の取組みの中から、いい意味でほかの参考になりそうなものもあると思いますので、是非そういったものをピックアップしていただければと思います。

それでは、最後に残りの時間で今後のスケジュール等について御説明をお願いします。

○西郷リスクコミュニケーション官 では、今のこの取りまとめにつきましては、今まで御意見いただいた方、いただいていない方、またいただければと思いますので、その期限の設定とか何とかは座長と座長代理と御相談いたしまして、また御連絡申し上げます。

それから、次に資料3というのを見ていただきたいんですが、1枚紙でございます。

食品安全委員会は毎年、運営計画というのを委員会で議論するんですけれども、その前に企画専門調査会がこれを議論することになってございます。

そもそも、平成16年度になってまいりますので、それを企画専門調査会がそろそろ活動をしているわけでございますが、その部分でリスクコミュニケーションの関係部分がございます。

これに用意いたしましたものでございますけれども、運営計画の素案の部分の中の項立てもまだ案の段階でございますけれども、大体こんなことになるのではないかと。

一つは、リスクコミュニケーション専門調査会はどういうふう to開催していくかということでございますけれども、ここに書いてありますように毎月1回程度、要するに運営計画でございまして内容のことではなくて、要するに開催の問題という話でございまして、毎月1回程度、これは多過ぎるということであれば、もうちょっと、大体そのくらいの、予算も組んでいることもございまして、このぐらいかと。

もう一つ、推進ということで意見交換会の開催ということを全国各地で約10回程度ということとか、あるいはその次の裏を見ていただきますと、都道府県とか地方公共団体がいろいろな取り組みをやることにつきまして、食品安全委員会と共催でやるという形も10回程度やったらどうかと。全部やるのは大変かもしれませんが、やったらどうかと。その中の幾つかには、このメンバーの方にも御出張いただくみたいな話が出てくるかもしれませんが、そういうことになると。あとは、意見聴取会を開催すると。

それから、会議とかその他を除きまして、あと事務の調整ということもございまして、この食品安全委員会のこのリスクコミュニケーションにつきまして関係行政機関の事務の調整ということが仕事になってございまして、この委員会の仕事もそうになってございまして、その御議論にたえるということも、我々行政としてはリスクコミュニケーション担当会議を月2回ほどやっております、情報交換をしているというふうにしてございます。

けれども、それを若干記載しているということでございまして、基本的には中身というよりは運営のやり方ということで、事務方の運営はこういうふうにしてやっていきますよということでございますけれども、こういうことで大体「てにをは」は別といたしまして、こんな感じで感覚的によろしいかどうかということについて、一応御議論をいただければと思っております。

これにつきまして御議論をいただいた結果は、12日に企画専門調査会がございまして、そこで御議論をいただくということになってございます。

○関澤座長 今後のスケジュールについて御説明があったのですが、何か御質問等ございますでしょうか。

○近藤専門委員 この間のEUとオランダのコミュニケーションの話、大変面白かったと思いますので、是非、次年度も何らかの形で国際的な動きについて情報を得られる機会をできるだけやってもらうように、よろしくお願いします。

○関澤座長 よろしく願いいたします。

ほかに、まだ御注文、12日までに何かこれは確定するわけですか。

○西郷リスクコミュニケーション官 12日の企画専門調査会で、全体的な運営計画を議論されるということでございます。

○関澤座長 今、近藤さんから御注文がありましたような御要望がほかにございましたら、是非、事務局の方にお知らせ願いたいと思います。

今後の連絡体制なんですが、今のところメールで事務局から発送させていただいております。それは事務的に発送の手間が非常にスピーディーでいけるということなんですが、なかなかメールを必ずしもいつもは利用されないという方もおられるようなので、今後の連絡方法等についても御要望がございましたら事務局の方で御検討いただきたく思います。どういうふうにして連絡調整をしていただきたいかの御要望がございましたら、この場でもいいですし、また後ほど事務局の方にもお知らせいただければと思います。よろしくお願いします。

○唐木専門委員 もう時間がないので言うのはやめようと思いましたが、問題の根幹に関わる問題なので一つだけ意見を申し上げますと、さっきの中村専門参考人の御意見の費用対効果、これは確かに非常に抵抗のある問題、人間の命は地球より重いという、日本ではですね。

ただ費用対効果を考えるというのがリスク分析の根本、基本問題なんですね。アメリカのリスク分析局の名前がオフィス・オブ・リスクアセスメント・アンド・コストベネフィットアナリシス、このコストベネフィットが付いているんですね。

午前中の国会の委員会でも、梅津事務局長が非常にうまく表現されて、リスクの大きさに対応した対策を取るというのを2回ぐらいおっしゃった。それが、その辺のところの、言葉は大事ですけども、私はそれをいかに理解してもらうかがリスク分析の一番大事なところで、最初に座長にきちっとその辺を是非書いていただきたいと思ひまして、お願いをいたします。

○ 関澤座長 貴重なコメント、ありがとうございました。

それで、ほかに今日の議題について付け加える点がございませんでしょうか。

○ 西郷リスクコミュニケーション官 失礼しました。最後に参考資料として付けているものでございますけれども、今年度押し迫ってまいりましたが、幾つかの行事を予定してございます。

参考資料を見ていただきたいわけでございますけれども、13 日土曜日に T F T ホールという、有明でございます、ここでリスクコミュニケーション講演会、この講演会は、この色刷りのチラシがそうなのでございますけれども、要するにリスクの話と、それから最近の鳥インフルエンザの話、それから B S E 等のリスクの話、これにつまましての講演ということ、要するに正しい情報をお伝えするというふうなことで講演会を一つ予定しているのと、それともう一つは、今、食品安全委員会で鳥インフルエンザワクチンを使うべきかどうかという議論がありますけれども、委員会に諮問されておりましたワクチンを使った場合にお肉とか卵とか大丈夫だろうかというふうな評価依頼を受けてございますが、それにつままして若干意見交換をする必要があるだろうということを考えてございまして、今、それにつまましてはやっと整ったところなので、今、確かプレスリリースを配布させていただきましたが、3 月 19 日の午前中に意見交換会を実施するという予定にしております。

あと、まだもう一つ、できればということで、今、手配中なのでございますけれども、要するに関西、鳥インフルエンザについて、情報提供が必要だということがあるのではないかとということで、関西で一度、こういうふうな講演会なり何なりができればいいかなということ調整しているところでございます。

以上、今後の予定について御説明申し上げました。

○ 関澤座長 大変ありがとうございました。

今日は年度末の貴重なお時間を大変お忙しい中、御出席いただいて、さまざまなコメント、御意見をいただきましてありがとうございました。

今後、来年度に向けてリスクコミュニケーション専門調査会の活動を更に強化して、実際になるほど、リスクコミュニケーション専門調査会ができてよかったねと国民の皆さんに受け止めていただけるような活動を展開していきたいと思いますので、一層の御協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。